

仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業

募集要項

平成21年6月2日

浦安市

目次

第1 募集要項等の定義	1
第2 事業の概要	2
1. 事業名称	2
2. 公共施設等の管理者の名称	2
3. 施設の概要	2
4. 事業内容	2
第3 応募に関する条件等	4
1. 応募者の備えるべき参加資格要件	4
2. 応募に関する留意事項	8
3. 応募の辞退	9
4. 応募無効に関する事項	9
5. 事業者募集等のスケジュール	10
6. 応募に関する手続	11
第4 審査方法	14
1. 審査委員会の設置	14
2. 審査の方法	14
3. 提案内容に関するヒアリング(事業者によるプレゼンテーション、質疑等)の実施	15
4. 優先交渉権者の決定	15
5. 審査結果の通知及び公表	15
第5 提示条件	16
1. 事業フレーム	16
2. サービス対価	17
3. 市と事業者の責任分担	22
第6 事業実施に関する事項	23

1 . 誠実な事業の遂行	23
2 . 事業の継続が困難となった場合の措置	23
3 . 事業の実施状況の監視	24
4 . 財務書類の提出	24
5 . 事業期間中の事業者と市のかかわり	24
6 . 支払手続	25
第7 契約に関する事項	25
1 . 契約手続	25
2 . 事業契約の枠組み	25
3 . 予定価格及び提案価格	26
第8 提出書類	27
1 . 資格確認申請書	27
2 . 応募辞退時の提出書類	28
3 . 提案書類提出時の提出書類	28
第9 その他	28

添付資料1 リスク分担表

添付資料2 運營業務に関する役割分担

添付資料3 本計画地の位置

別添資料1 業務要求水準書

別添資料2 審査基準

別添資料3 基本協定書(案)

別添資料4 特定事業契約書(案)

別添資料5 様式集

第1 募集要項等の定義

浦安市（以下「市」という。）は、仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）」として実施するため、平成21年2月16日に公表した「仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業に関する実施方針（以下「実施方針」という。）」及び実施方針に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条の規定により、本事業を特定事業として選定し、平成21年4月21日に公表した。

この募集要項は、市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、応募に参加しようとする者に配付するものである。応募者は、募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な提案書を提出すること。

なお、本募集要項に併せて配付する次に掲げる資料について本募集要項と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「募集要項等」と定義する。

- 1 要求水準書 市が事業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの
- 2 審査基準 応募者から提出された提案書を評価する基準を示すもの
- 3 様式集 提案書の作成に使用する様式を示すもの
- 4 基本協定書案 市と優先交渉権者が締結する基本協定の案を示すもの
- 5 特定事業契約書案 市と特別目的会社（以下「SPC」という。）が締結する特定事業契約の案を示すもの

なお、募集要項等は、実施方針に関する質問、意見等により見直しを行っているものであり、実施方針と相違がある場合は、募集要項等の規定によるものとする。

第2 事業の概要

1. 事業名称

仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業

2. 公共施設等の管理者の名称

浦安市長 松崎 秀樹

3. 施設の概要

(1) 事業用地 浦安市千鳥 15 番 34

(2) 敷地面積 16,000.17 平方メートル（本事業の敷地のほか、浦安市千鳥学校給食センター第一調理場及び浦安市千鳥学校給食センター第二調理場の敷地を含む。）

4. 事業内容

(1) 事業の目的

学校給食は、学校教育活動の一環として実施する事業であり、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して好ましい人間関係の育成を図るなどの学級活動としての役割を担い、また、直接的には成長期にある児童や生徒に健康の保持増進と体位の向上を計る重要な事業としての位置付けにある。

本市では、このように児童や生徒の心身の成長にかかわる学校給食が、確実な衛生管理のもとで、「安全でおいしい給食」を継続して提供できるよう努めているところである。

しかしながら、浦安市東野学校給食センターは、昭和56年4月のしゅん工後、27年が経過しているため、老朽化が進み、衛生管理を強化していく上で施設設備に課題が生じている。

本市はこうした課題を解消するとともに、市民の期待に対応したより良い学校給食の提供を目指して給食施設の整備を行っており、本事業は市内全市立中学校分を対象とする給食施設を整備し、運営するものである。

(2) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が当該施設を設計し、及び建設した後、施設の所有権を市に移管した上で、その施設の維持管理及

び運営を行う方式（B T O (Build Transfer Operate)）によることとする。

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、次のとおりとする。

ア 設計期間 契約締結後から事業者の提案による日まで

イ 建設期間 事業者の提案による日から平成 23 年 6 月末日まで

ウ 開業準備期間 しゅん工日から平成 23 年 8 月末日まで

エ 維持管理・運営期間 平成 23 年 9 月から平成 38 年 8 月末日まで

なお、平成38年 9 月 1 日以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見を聴きながら、市が事業期間内に決定する。

(4) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。なお、各業務における具体的な内容については、「要求水準書」に示すものとする。

ア 施設の設計・建設業務等

(ア) 施設の設計・建設業務

(イ) 外構等の設計・建設業務

(ウ) 調理設備の設置業務（食物アレルギー専用調理室を含む。）

(エ) 施設備品の設置業務

(オ) 工事監理業務

(カ) 建築確認申請等の手続業務及び関連業務

イ 市への施設の所有権移転業務

ウ 施設の維持管理業務

(ア) 建築物保守管理業務（建築物の修繕更新業務を含む。）

(イ) 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む。）

(ウ) 外構等保守管理業務（外構等の修繕業務を含む。）

(エ) 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕業務を含む。）

(オ) 清掃業務

(カ) 警備業務

エ 運営業務

(ア) 調理業務（下処理業務、配缶業務及び食物アレルギー対応食調理

業務を含む。)

- (イ) 衛生管理業務
- (ウ) 運搬・回送業務
- (エ) 洗浄・残さ処理業務
- (オ) 配膳業務(食物アレルギー対応食の配膳業務を含む。)
- (カ) 運営備品の調達業務(配送車を含む。)
- (キ) 開業準備業務

なお、運営に関して市が実施する主な業務は、献立作成業務、食材調達業務、検収業務及び給食費の徴収管理である。

オ その他事業者提案に基づく業務

応募者が必要に応じて提案する下記の業務に対し、市が適当と認めるものについて事業者が行う。

- (ア) 献立作成支援業務
- (イ) その他の提案業務

第3 応募に関する条件等

1. 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の参加資格要件等

ア 応募者の定義

- (ア) 「応募者」 本事業に係る業務に携わることを予定する複数法人によって構成されるグループで、代表企業、構成員からなる。
- (イ) 「代表企業」 応募グループを代表し、応募手続きを行う法人で、特別目的会社(以下、SPC(Special Purpose Company))という。)を設立し本事業を主導して実施する法人。
- (ウ) 「構成員」 応募者を構成する法人。

イ 応募者の参加要件

応募者の構成等は、次のとおりとする。

- (ア) 応募者は、本施設を設計する企業(以下「設計企業」という。)

本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）及び運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、企業グループの代表企業を定めるものとする。設計企業、建設企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

- (イ) 応募者の構成員の変更は、認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。協議の結果、市が妥当と認められた場合には、応募者の代表企業以外の構成員を、参加資格の確認を受けた上で、変更及び追加をすることができるものとする。
- (ウ) 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった応募企業又は応募企業グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- (エ) 優先交渉権者は、仮契約の締結までに浦安市内に S P C を設立するものとし、代表企業及び運営企業(調理業務を行う企業に限る。)は S P C に対して出資を行うものとする。
- (オ) 建設企業は、S P C から請け負った建設業務の一部について、第三者に委託し、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約を締結する前に市に通知することとする。

ウ 応募者の資格要件

応募者に必要な資格要件は、次のとおりとする。

- (ア) 事業を円滑に遂行できるための安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できるための経験及び技術能力を有していること。
- (ウ) 設計企業は、次のすべての要件を満たしていること。
 - a. 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
 - b. 浦安市建設工事等入札参加資格適格者名簿（以下「適格者名簿」

という。)に登載されている者であること。

c. H A C C P 対応施設に対する必要な知識を有していること。

(I) 建設企業は、次のすべての要件を満たしていること。

a. 適格者名簿に登載されている者のうち、建設業法(昭和24年法律第100号)に定める特定建設業の許可を受けている者であって、浦安市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(昭和61年4月1日制定)に基づく指名停止措置を参加資格確認申請の日から本事業の仮契約の締結の日までの間に受けていないものであること。

b. 本市の建築一式工事の格付けがA等級の者であって、平成18年度又は平成19年度における建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の結果の建築一式工事の総合評点(P)(以下「評点(P)」という。)が1,250点以上の者であること。ただし、官公需適格組合である事業協同組合及び経常建設共同企業体にあつては、本市の建築一式工事の格付けがA等級の者であつて、適格者名簿に登載された建築一式工事に係る総合点数が1,250点以上のものであること。

c. b.にかかわらず、市内に本店がある者又は市内に建設業法に基づく許可を受けた営業所がある者については、本市の建築一式工事の格付けがA等級の者であつて、平成18年度又は平成19年度における評点(P)が1,000点以上のものであること。ただし、官公需適格組合である事業協同組合及び経常建設共同企業体にあつては、本市の建築一式工事の格付けがA等級の者であつて、適格者名簿に登載された建築一式工事に係る総合点数が1,000点以上のものであること。

d. 本件建設業務について、建築一式工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けている技術者を専任で配置できる者であること。

e. 平成11年6月2日から募集要項等の公表の日までの間に、本件建設業務と同種の工事(延べ床面積が2,400平方メートル以上の学校、公民館、図書館、美術館、博物館、ホテル、マンション等の新築工事をいう。)を元請として施工した実績のある者であること。ただ

し、共同企業体での施工の場合は、代表者又は 50 パーセント以上出資者として施工実績のある者であること。

(オ) 運営企業は、次のすべての要件を満たしていること。

a. HACCP 対応に対する必要な知識を有していること。

b. 調理業務を行う場合は、学校給食その他の給食事業の運営能力及び調理実績を有していること。

(2) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

(イ) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は当該事業の参加資格審査申請日前 6 月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出した者。

(ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

(エ) 浦安市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を参加資格確認申請の日から本事業の仮契約の締結の日までの間に受けていないものであること。

(オ) 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者。

本事業の業務にかかわっているものは、株式会社日本経済研究所、西村あさひ法律事務所、株式会社昭和設計である。

(カ) 審査委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面又は人事面において関連がある者。

(3) 参加資格確認基準日

参加資格要件等の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出期限日とする。

(4) 参加資格確認基準日以降の取扱い

参加資格を有するとの確認を受けた応募者の構成員が、参加資格確認基準日以降、仮契約に至るまでに、上記、(1)イ「応募者の参加要件」ウ「応募者の資格要件」を欠く場合、あるいは、(2)「構成員の制限」

事由に該当する場合には、原則として応募者は失格となり、仮契約は締結しない。

2. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 著作権

応募者から提出された書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業の範囲において公表する場合及びその他市が必要と認める場合には、提出書の全部又は一部を無償で使用できる。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、PFI法第8条に基づく客観的評価の公表（審査講評の公表）以外には使用しないものとする。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

(4) 法令等の遵守

応募に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）等、関係法令等を遵守すること。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんにかかわらず返却しない。

(6) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(7) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(8) 費用負担

応募に際し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

(9) 使用言語、計量単位、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(10) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

3. 応募の辞退

参加表明書及び参加資格確認申請書を提出後、応募者が応募を辞退する場合は、「応募辞退届（様式8）」を浦安市教育委員会教育総務部保健体育安全課へ持参または郵送により提出すること。郵送する場合は、必ず「簡易書留郵便」とすること。

なお、辞退した場合に、今後、浦安市の行う業務において不利益な扱いはされない。

4. 応募無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- (1) 参加資格要件のない者、又は参加資格がないとされた者の応募。参加資格の確認基準日以降提案提出日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成員を含む応募者がおこなった応募。
- (2) 参加表明書及び参加資格確認申請書に記載された応募者の代表企業以外の者がおこなった応募。
- (3) 参加表明書及び参加資格確認申請書、その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした応募者がおこなった応募。
- (4) 提案金額、住所、氏名、押印その他要件を認定しがたい応募。
- (5) 提案金額を訂正した応募。

- (6) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である応募。
- (7) 同一事項について、2通以上の書類提出がなされた応募。
- (8) その他募集要項等において示した条件等応募に関する条件に違反した応募。

5. 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、事業者募集等のスケジュール(予定)は、次のとおりとする。ただし、浦安市の休日を定める条例(平成元年条例第14号)に規定する市の休日(以下「休日」という。)には、受付を行わない。

平成21年6月2日(火)	募集要項等の公表
平成21年6月8日(月)	募集要項等に関する説明会
平成21年6月10日(水)から 6月12日(金)まで	配送先中学校の視察受け入れ
平成21年6月15日(月)	募集要項等に関する第1回質問受付
平成21年7月3日(金)	募集要項等に関する第1回質問に対する回答
平成21年7月10日(金)	参加表明書・参加資格確認申請書の受付
平成21年7月17日(金)	参加資格確認結果の通知
平成21年7月21日(火)	募集要項等に関する第2回質問受付
平成21年7月21日(火)から 7月24日(金)まで	参加資格がないと認めた理由の説明要求
平成21年7月31日(金)	参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答
平成21年8月4日(火)	募集要項等に関する第2回質問に対する回答
平成21年9月1日(火)	提案書の受付
平成21年10月上旬	審査結果の通知、優先交渉権者決定及び公表
平成21年10月中旬	基本協定締結
平成21年11月上旬	仮契約締結
平成21年12月中旬	事業契約締結

6. 応募に関する手続

(1) 募集要項等の公表

特定事業の選定を踏まえ、平成21年6月2日(火)に募集要項、要求水準書、特定事業契約書案及び審査基準等を公表する。

(2) 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関して、応募を検討している民間事業者を対象とした説明会を次のとおり開催する。

ア 日時 平成21年6月8日(月)午後2時から午後3時20分まで

イ 場所 浦安市文化会館3階大会議室

ウ 住所 浦安市猫実一丁目1番2号

エ 注意事項 説明会当日は、募集要項等は配布しない。市のホームページからダウンロードして持参のこと(事前申込不要)。
また、説明会当日は質問、意見等は受け付けない。

(3) 配送先中学校の視察受け入れ

給食配送先の中学校の視察については、次のとおり受け入れる。

ア 視察の受け入れについて

(ア) 受入期間 平成21年6月10日(水)から6月12日(金)までの3日間

(イ) 受入時間 午前：10時から午後0時30分まで
午後：0時30分から2時30分まで

イ 視察の申し込みについて

(ア) 日時 平成21年6月8日(月)午後5時まで

(イ) 提出先 浦安市教育委員会教育総務部保健体育安全課

(ウ) 提出方法 様式集の中学校視察申請書(様式1)に内容を記入の上、電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス hokentaiku@city.urayasu.lg.jp

(4) 募集要項等に関する第1回質問の受付

募集要項等の内容等に関する第1回質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付日時 平成 21 年 6 月 15 日(月)午前 9 時から午後 5 時まで
- イ 提出先 浦安市教育委員会教育総務部保健体育安全課
- ウ 提出方法 様式集の質問書(様式 2)に内容を記入の上、電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス hokentaiiku@city.urayasu.lg.jp

(5) 募集要項等に関する第 1 回質問に対する回答

募集要項等の内容等に関する第 1 回質問に対する回答書を希望者に対し、次のとおり配布する。また、浦安市のホームページにおいて、同日から回答書を公開する。

- ア 配布日時 平成 21 年 7 月 3 日(金)午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

- イ 配布場所 浦安市教育委員会教育総務部保健体育安全課

(6) 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出

応募者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を次のとおり提出し、参加資格確認を受けることとする。

- ア 提出日時 平成 21 年 7 月 10 日(金)午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで(郵送による場合は、当日必着とする。)

- イ 提出方法 持参または郵送とする。

- ウ 提出先 浦安市教育委員会教育総務部保健体育安全課

(ア) 郵便番号 279-8501

(イ) 住 所 浦安市猫実一丁目 1 番 1 号

(ウ) 電 話 047-351-1111 内線 1246, 1249

(7) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果を平成 21 年 7 月 17 日(金)に応募者の代表企業に対し、書面にて通知する。

(8) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に対する回答

参加資格がないとされた者は、参加資格がないと認めた理由について、平成 21 年 7 月 21 日(火)から 7 月 24 日(金)までに書面により説明を求められることができる。

なお、説明要求に対する回答は、平成21年7月31日（金）までに応募者の代表企業に対して、書面にて通知する。

(9) 募集要項等に関する第2回質問の受付

募集要項等の内容等に関する第2回質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付日時 平成21年7月21日(火)午前9時から午後5時まで

イ 提出先 浦安市教育委員会教育総務部保健体育安全課

ウ 提出方法 様式集の質問書（様式2）に内容を記入の上、電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス hokentaiku@city.urayasu.lg.jp

(10) 募集要項等に関する第2回質問に対する回答

募集要項等の内容等に関する第2回質問に対する回答書を希望者に対し、次のとおり配布する。また、浦安市のホームページにおいて、同日から回答書を公開する。

ア 配布日時 平成21年8月4日(火)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 浦安市教育委員会教育総務部保健体育安全課

(11) 提案書の受付

参加資格確認を通過した応募者は、募集要項等に基づき提案書の提出を行うこと。提案書の作成については、「別添資料5 様式集」に従うこと。

ア 提案書類の提出

提案書類は、持参に限ることとし、その他の方法による提出は認めない。市は、提案書類を確認後、受領書を発行する。

(ア) 受付日時 平成21年9月1日(火)午前9時から午後5時まで

(イ) 受付場所 浦安市教育委員会教育総務部保健体育安全課

(ウ) 提出方法

a. 提案書類は、表に「仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業に係る提案書在中」と記載し、提出すること。

b. 提案価格書（別添資料5 様式10）は、封筒に入れ密封し、封筒の表には、必ず、宛名「市長名」、「応募者名」を記入し、更に「仮

称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業に係る提案価格書在中」の旨を朱書きすること。

イ 留意事項

- (ア) 市が提示する資料及び回答書は、募集要項等と一体のものであるため、その内容も踏まえて、提案書等を作成すること。
- (イ) 提出期限（平成 21 年 9 月 1 日（火）午後 5 時）を過ぎて提案書が提出された場合は、失格とする。

第 4 審査方法

1. 審査委員会の設置

本件の事業者の選定審査は、学識経験者及び市職員で構成する仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場 P F I 事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行うものとする。

審査委員会は、提案書の審査を行い、市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案を基に、優先交渉権者を決定する。

審査委員は次の 6 名で構成される。各委員に対し、本事業に関する質問等を行うことは控えること。なお、審査委員会は、非公開とする。

（敬称略）

役 職	氏 名	所 属
委員長	石塚 義高	明海大学不動産学部教授
副委員長	安登 利幸	亜細亜大学大学院アジア・国際経営戦略研究科教授
委 員	登坂 三紀夫	和洋女子大学家政学群健康栄養学類准教授
委 員	藤本 則幸	浦安市立浦安中学校 P T A 会長
委 員	鹿野 正廣	浦安市財務部長
委 員	佐々木 憲	浦安市教育委員会教育総務部長

2. 審査の方法

(1) 資格審査

市は、参加資格審査申請書類により、募集要項に記載の応募者の備え

るべき参加資格要件を満たしていることを確認する。(詳細は、「別添資料2 審査基準」を参照。)

(2) 提案審査

市は、あらかじめ設定した審査基準に従って、審査委員会において提案書の審査を行う。(詳細は、「別添資料2 審査基準」を参照。)

ア 提案価格の確認

市は、応募者が提示する提案価格が予定価格を超えていないことを確認する。(詳細は、「別添資料2 審査基準」を参照。)

イ 基礎審査

基礎審査においては、施設設計・建設、維持管理、運営の業務内容の確認、事業計画の確認、事業遂行能力の確認を行う。

ウ 加点審査

加点審査においては、加点評価と提案価格により審査する。

(3) 総合評価

市は、加点審査及び提案価格評価の点数を加えた合計点を算定し、点数が最も高い応募者を優先交渉権者、優先交渉権者に次いで点数が高い応募者を次点交渉権者として決定する。

3. 提案内容に関するヒアリング(事業者によるプレゼンテーション、質疑等)の実施

審査委員会は、応募者に対して、事業提案書の提案内容に関するプレゼンテーション等を実施する場合もある。実施時期及び開催場所等詳細については、後日連絡する。

4. 優先交渉権者の決定

市は審査委員会により選定された優秀提案をもとに、優先交渉権者を決定する。

5. 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果は、優先交渉権者決定後、応募者の代表企業に文書で通知す

る。電話等による問い合わせには応じない。

- (2) 審査結果は、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。
- (3) PFI法第8条に規定する客観的評価については、優先交渉権者と基本協定を締結後に公表する。

第5 提示条件

1. 事業フレーム

(1) 事業の遂行

ア 事業者は、平成23年6月末日までに設計図書に定められた工事を完成させ、平成23年8月末日までに市に本施設を引き渡し、施設の所有権を移転すること。

その際、事業者が委託する土地家屋調査士等により、市名義の建物表示登記及び建物保存登記を行うこととなるため、これらを踏まえて、提案書を作成すること。具体的な手順等については、別添要求水準書に示す。

イ 「第2.事業の概要」の「4.事業内容」「(4)業務範囲」に示す業務を確実に行うこと。

(2) 債権の取扱い

ア 債権の譲渡

市は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、事業者が市に対して提供するサービスと事業者が市に対して有する支払い請求権(債権)は一体不可分とする。事業者が債権を譲渡する場合には、事前に市の承諾を得る必要がある。

イ 債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が市に対して有する債権に対し質権その他の担保提供をする場合には、事前に市の承諾を得ることとする。

(3) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等

ア 法制上及び税制上の支援措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の支援措置等は想定し

ておりません。ただし、事業者が本事業を実施するにあたり、法制上及び税制上の支援措置等を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援措置等を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

イ 財政上及び金融上の支援措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれらの支援を事業者が受けることができるように協力する。ただし、市は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

ウ その他の支援に関する事項

その他の支援については、以下の通りとする。

(ア) 事業実施に必要な許認可等に関し、市は必要に応じて協力を行う。

(イ) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と事業者で協議を行う。

2. サービス対価

(1) サービス対価

市は定期的にモニタリングを実施し、本募集要項等に定められたサービス水準が満たされていることを確認した上で、事業者が提供したサービスに対しサービス対価を支払う。詳細は、「サービス対価の支払方法について」(「別添資料4 特定事業契約書(案)」)を参照のこと。

(2) 改定の考え方

建設期間中、維持管理・運営期間中のサービス対価について、「別添資料4 特定事業契約書(案)」に示す方法に従って改定を行う。

(3) 支払方法

施設整備費等と維持管理・運営費の支払いは、「別添資料4 特定事業契約書(案)」に定めるところにより、以下のとおり行う。

ア 施設整備費の支払方法

(ア) 建設一時支払金

市は、事業者が実施する施設の建設への対価として225,000,000円

(税抜き)を建設一時支払金として、平成23年9月末日までに事業者を支払う。

(イ) 割賦料

市は、事業者が実施する施設の設計、建設及び開業準備への対価について、アの建設一時支払金を控除した額であって、あらかじめ定める額を割賦料として、運営期間中、事業者を支払う。

市が運営期間を通じて支払う割賦料は、応募者が提案する初期投資費用からアの建設一時支払金を控除した額を元本の金額として、係る元本を応募者が提案するスプレッドに基準金利を加えた金利及び返済期間15年間の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を各期別の支払額とする。

また、提案書の提出時には、応募者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、基準金利は、平成21年8月4日の基準金利(基準金利の詳細については、第7契約に関する事項の3.「予定価格及び提案価格」を参照のこと。)を用いて割賦料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、施設引渡日と同日の基準金利にて算定される額とする。

割賦料の支払期間は15年間とし、平成23年度第2四半期分(9月1日～9月30日)を初回として支払うものとする。以後年4回、平成38年度第2四半期分(7月1日～8月31日)までの61回の平準化した支払とする。

イ 維持管理及び運営費の支払い方法

市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を、委託料として運営期間にわたって事業者を支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定する。委託料は、応募者が提案する金額に物価変動(指定インデックス:消費者物価指数(財・サービス分類指数(全国)の「サービス」))を勘案して定まる額とする。

委託料の支払期間は15年間とし、平成23年度9月1日～9月30日分を初回として支払うものとする。以後年4回、平成38年度7月1日～8月31日分まで支払い、四半期ごとで合計61回の支払とする。

また、委託料は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費、残さ処理費等に係る費用が含まれることを想定している。

固定料金は、各期の支払いにおいて、応募者が提案する一定の額を支払うものである。変動料金は、各期における合計の提供食数（(3) 提供給食数を参照のこと）に対し、応募者が提案する1食単価を乗じた額を支払うものである。

提案書の提出時には、応募者は、次の年間合計提供食数があるものとして、額を提案すること。

表 額算定に用いる年間合計提供食数

年度	提供食数
平成 23 年度	480,000 食
平成 24 年度	770,000 食
平成 25 年度	790,000 食
平成 26 年度	790,000 食
平成 27 年度	800,000 食
平成 28 年度	800,000 食
平成 29 年度	780,000 食
平成 30 年度	750,000 食
平成 31 年度	730,000 食
平成 32 年度	740,000 食
平成 33 年度	750,000 食
平成 34 年度	760,000 食
平成 35 年度	740,000 食
平成 36 年度	720,000 食
平成 37 年度	700,000 食
平成 38 年度	240,000 食
合 計	11,340,000 食

(4) 提供給食数

ア 提供対象者数の保証

市は、運営期間中に提供する給食数について、各年度毎（5月1日時点）の対象者数（事業者が給食を提供すべき生徒数と教職員数を合算した数）が2,700食/日以上となることを前提に提案書を求めることとする。また、2)に示すとおり、提供給食数の変更の可能性があるが、市は、何れの場合においても5,000食/日を超える要求は行わない。

イ 提供給食数の決定方法

市が保証する部分の提供対象者数に対し、生徒の転出入、教職員用給食、事業者職員用給食、見学者用給食及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、市は、事業者に対し提供日の属する月の前月20日頃（ただし学期始めの月の提供分については、始業式頃）までに予定する給食数（以下「予定給食数」という。）を通知する。予定給食数の通知後も、引き続き、前掲の変動要因に加え、学級閉鎖、学校行事の日程変更等があるため、市は、事業者に対し提供日の2稼働日前（ ）（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は、市の休日を除く2日前）の正午までに実施する給食数（以下「実施給食数」という。）を通知するが、その予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）は200食以内を基本とする。変更給食数が200食を超える場合、事業者は超える部分について応諾しないことが可能である。変更給食数が-200食を下回る場合、予定給食数から200食を減じた食数により、変動料金を算定する。

なお、予定給食数においては、2,700食/日未満の通知もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。参考として、平成21年度の給食実施回数（参考）と平成20年度の学校行事等の開催に伴う給食の未提供日の実績を以下に示す。

（ ）稼働日とは、給食を提供する日をいう。

表 平成 21 年度給食実施回数（参考）

月	給食回数
4 月	14 回
5 月	18 回
6 月	21 回
7 月	12 回
8 月	0 回
9 月	18 回
10 月	21 回
11 月	19 回
12 月	15 回
1 月	16 回
2 月	19 回
3 月	15 回
合 計	188 回

表 学校行事等の開催に伴う給食の未提供回数
(上表の計画回数に対し、次の未提供日がある。)

学 年	未提供回数
1 年生	7.13 回
2 年生	9.63 回
3 年生	21.13 回
全学年平均	12.63 回

注 1 市内 8 中学校の平成20年度実績平均

注 2 学校行事等の開催が特定日に集中する場合も
想定される。(1日あたりの提供食数の実績に
ついては、要求水準書資料14を参照すること。)

ウ 提供給食数と変動料金の算定方法

提供給食数と変動料金の算定基礎となる食数の関係を次に整理する。

表 場合別の提供給食数と変動料金算定基礎

変更給食数	提供給食数	変動料金の算定基礎となる食数
± 200 食以内	実施給食数	同左
+ 200 食超	予定給食数 + 200 食 + 事業者の応諾した食数	同左
- 200 食超	実施給食数	予定給食数 - 200 食

エ 事業者職員用給食

本事業の対象外であるが、事業者の職員用の給食については、最大50食を市に要請できる。市は、要請食数に応じて給食費（食材費に変動料金単価を加算した額）を徴収する。

(5) サービス対価の減額等

モニタリングを行い、事業契約で定められた性能・水準が維持されていない場合は、サービス対価の減額等を行う。詳細は、「別添資料4 特定事業契約書（案）」を参照のこと。

3. 市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本施設は事業者が提案する施設であるとともに主に事業者が運営にあたる施設であるため、施設の設計・建設、維持管理及び運営上の責任は、原則として事業者が負うものとする。

(2) リスク分担

市と事業者のリスク分担については、別紙1「リスクの分担方針」によるものとする。なお、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約に定めるものとする。

(3) 食中毒等が生じた場合の原因究明

給食配送校において食中毒等が発生した場合で、その原因が給食にあると客観的に判断できる場合には、保健所が、要求水準書に示す保存食、健康診断結果等から原因究明に関する調査を行うため、事業者は当該調査に協力するものとする。

事業者は、原則として、債務不履行を免れるためには、自ら実施する原因究明調査で、市や配送校の責めによることを証明する必要があるが、これらの調査を実施しても、責任の所在が明確にならない場合は、事業者の債務不履行にはならない。ただし、いずれの場合においても事業者の調査結果について市の承諾を得ることとする。

第6 事業実施に関する事項

1. 誠実な事業の遂行

事業者は、提案書類及び特定事業契約書（案）に定めるところにより、誠実に業務を遂行することとする。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置を執ることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に修復策の提出、実施を求めることができる。また、事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解約することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解約することができる。

ウ ア又はイの規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

イ アの規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それ

それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

(4) 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

(5) その他

その他事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約で定める。

3. 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。具体的な監視の方法、内容等については、契約書案に定める。また、事業者の提供する施設の整備、維持管理及び運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出、実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する対価の支払いの減額等を行うことができることとする。

4. 財務書類の提出

事業者は、契約締結日以降、契約期間の終了に至るまで、事業年度の最終日より3か月以内に、会社法第435条及び法務省令により規定される上の大会社に準じた公認会計士の監査済財務書類(会社法第435条第2項に定める各事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。))及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。)及び年間業務報告書を市に提出し、かつ、市に対して監査報告及び年間業務報告を行う。なお、市は当該監査済財務書類及び年間業務報告書を公開することができるものとする。

5. 事業期間中の事業者と市のかかわり

- (1) 本事業は、事業者の責任において遂行される。また、市は、事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。
- (2) 原則として市は、事業者に対して連絡等を行うこととするが、災害や事故発生の緊急時等、必要に応じて市と建設企業等の間で直接連絡調整を行うことができる。

6. 支払手続

- (1) 事業者は、業務完了後、業務報告書を速やかに市に提出する。
- (2) 市は、業務報告書受領後 20 日以内に履行確認を事業者に通知する。
- (3) 事業者は、割賦料については各四半期の終了後、委託料については履行確認通知を受領後、速やかに市に請求書を送付する。
- (4) 市は事業者から割賦料、委託料の請求書を受領後、30 日以内に支払う。

第7 契約に関する事項

1. 契約手続

- (1) 市及び優先交渉権者は、協議が整い次第、S P C の設立及びその他必要な事項を定めた基本協定を締結する。
- (2) 優先交渉権者は、仮契約の締結前までに市内に S P C を設立する。市は、当該 S P C と仮契約を締結する。
- (3) 市と S P C は、議会の議決を得た上で本事業契約を締結する。
- (4) 契約手続きに係る優先交渉権者側に発生する費用については、優先交渉権者の負担とする。

2. 事業契約の枠組み

(1) 基本協定

ア 当事者

市及び優先交渉権者

イ 目的

市及び優先交渉権者との間で、当該応募者が優先交渉権者として選定されたことを確認するとともに、本事業の実施について市と優先交渉権

者が負うべき責務を定め、事業契約の締結を促進することを目的とする。

ウ 基本協定の締結時期

平成21年10月中旬（予定）

エ 基本協定の概要

別添資料3「基本協定書（案）」を参照のこと。

(2) 事業契約

ア 当事者

市及び選定事業者（SPC）

イ 目的

市及び選定事業者との間で、本事業に関し、市が選定事業者に委託するすべての業務の内容、要求水準、支払に関する事項などを明確にするとともに、市及び選定事業者の権利義務を包括的に規定することを目的とする。

なお、選定事業者は、業務開始に先立ち市と協議の上、維持管理業務及び運営業務に関する計画書を作成するものとする。

ウ 契約締結時期

平成21年12月中旬（予定）

エ 契約の概要

事業契約は、市の提示内容、事業者の提案内容及び「特定事業契約書（案）」に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理・運営業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定めるものである。

3. 予定価格及び提案価格

(1) 予定価格

予定価格は、5,658,822,000円（税抜き）とする。

(2) 提案価格

提案価格は、施設整備費相当（割賦金利の積算の前提となる金利水準は、平成21年8月4日の基準金利（東京時間午前10時にテレレート171

43ページに発表されたT S R 6 か月 L I B O R ベース15年物（円 / 円）金利スワップレート）に提案したスプレッドを加えたものとする。）に、維持管理・運営費相当から運営収入を差し引いた額の約15年間の合計額を加算した金額とする。応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を提案書に記載することとする。

なお、平成21年浦安市議会第1回定例会において債務負担設定済である。

第8 提出書類

1. 資格確認申請書

提出書類は、（様式3）～（様式7）の書類を1部一括して提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、別添資料5 様式集に定める番号を示す。

- (1) 参加表明書（様式3）
- (2) 構成員表（様式4）
- (3) 委任状（代表企業）（様式5）
- (4) 委任状（受任者）（様式6）
- (5) 参加資格確認申請書（様式7）

なお、委任状には参加資格確認申請書類の受付日の3か月以内に発行された登記簿謄本及び印鑑証明書（原本）を併せて付すこと。

また、応募者の構成員（代表企業を含む）は、参加資格確認申請時の添付書類のうち、有価証券報告書中、次の事項の該当箇所（有価証券報告書を作成していない場合は、税務申告書の該当箇所）の写しを提出すること。

なお、当該添付書類は、提案審査の基礎審査においても、事業遂行能力を確認する（別添資料2「審査基準」を参照）審査資料とする。また、基礎審査において、代替信用補完措置を必要とする者がいる場合は、参加資格確認申請時の添付書類として、代替信用補完措置への対応についても記載し、提出すること。（これらの提出資料以外にも費目の明細が必要な場合は、資料請求を行う場合もある。）

企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近 3 期分）
企業単体の減価償却明細表（直近 3 期分）
企業単体の利益処分計算書（直近 3 期分）
諸引当金等が記載された資料（直近 3 期分）
代替信用補完措置への対応（必要な場合のみ提出）

2. 応募辞退時の提出書類

参加資格審査申請時に書類を提出した応募者で、応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式 8）を提出すること。

3. 提案書類提出時の提出書類

提出必要書類は、（様式 9）～（様式 51）に示す書類を応募時に提出する。書類を提出する時は、それぞれ 1 分冊とし、【 】内に掲げる部数を提出すること。

- (1) 応募書類提出書【 1 部】（様式 9）
- (2) 提案価格書【 1 部】（様式 10）
- (3) 設計・建設に関する業務提案書【正本 1 部、副本 19 部】（様式 11～様式 22）
- (4) 維持管理業務提案書【正本 1 部、副本 19 部】（様式 23～様式 32）
- (5) 運營業務提案書【正本 1 部、副本 19 部】（様式 33～様式 42）
- (6) 事業計画提案書【正本 1 部、副本 19 部】（様式 43～様式 51）

第 9 その他

本件募集要項に定めることその他、募集に当たって必要な事項が生じた場合には、市のホームページにおいて公表する。

< 募集要項等に関する問い合わせ先 >

浦安市教育委員会教育総務部保健体育安全課

郵便番号 〒279-8501

住所 浦安市猫実一丁目1番1号

電話 047-351-1111 内線1247,1248

電子メールアドレス hokentaiku@city.urayasu.lg.jp

リスクの分担方針

本事業に伴うリスクについて、その顕在化の帰責事由の所在が明確であるものについては、原則として、その主体の責任及び負担にて修復、改善、賠償等を行うこととする。帰責事由の所在が明確になりづらいリスクについては、次のとおり分担を定める。

表 リスク分担表

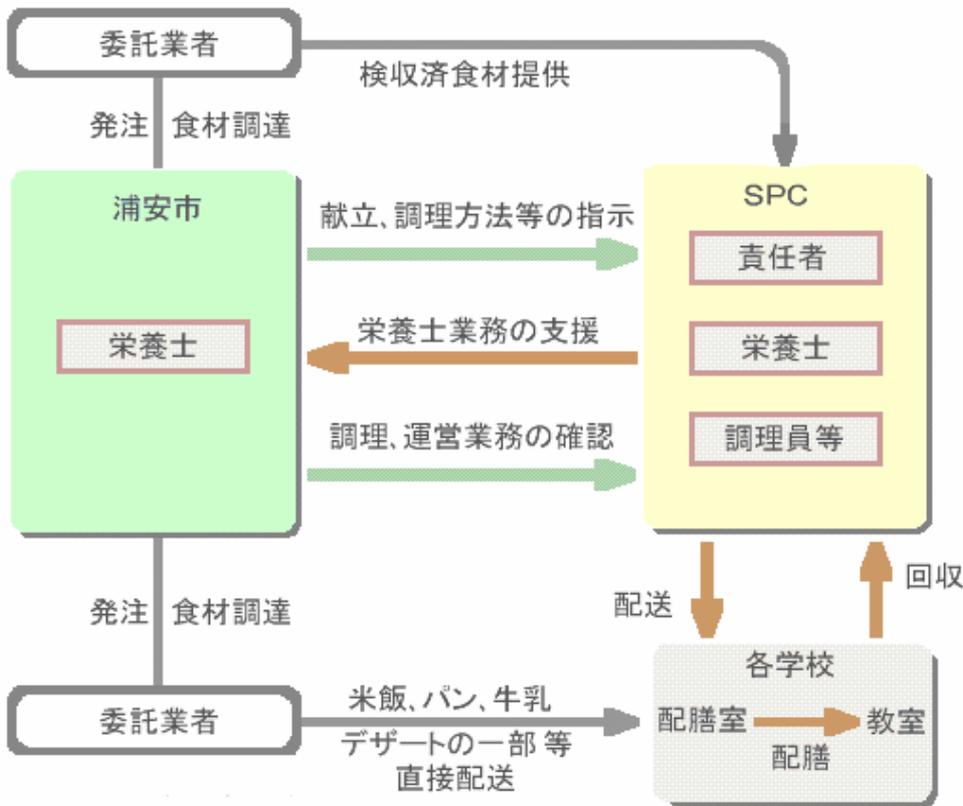
段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者(1)	
			市	事業者
共通	募集要項リスク	募集要項等の誤り、内容の変更に関するもの等		
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更		
		利益にかかる法人税率の変更(2)		
		上記以外の税率変更及び新設課税(2)		
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		
	第三者賠償リスク	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等によるもの		
	住民問題リスク	本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟		
		調査・工事にかかわる住民反対運動、訴訟		
	事故の発生リスク	調査・建設・運営段階での事故の発生		
	環境保全リスク	設計・建設・運営する上での環境の破壊		
	設計・測量・地質調査の誤りリスク	市が実施した測量・地質調査部分		
		事業者が実施した設計・測量・地質調査部分		
	土地に関するリスク	着工前に存在した地中障害・土壌汚染によるもの		
	事業の中止・延期に関するリスク(3)	市の指示、議会の不承認によるもの(3)	(3)	
事業者の事業放棄、破綻によるもの				
物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ・デフレ			
	施設の供用開始後のインフレ・デフレ			
金利変動リスク	提案から竣工日までの金利変動			
	しゅん工日以降の金利変動			
不可抗力リスク	天災・暴動等による設計変更・中止・延期(4)			
計画・設計	設計変更	市の提示条件・指示の不備、変更によるもの		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		
	応募コスト	応募費用に関するもの		
資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの			
建設	工事遅延・未完工リスク	工事遅延・未完工による開業の遅延		
	工事費増大リスク	市の指示による工事費の増大		
		上記以外の工事費の増大		
	性能リスク	要求仕様不適合(施工不良を含む。)		
一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害			
運営	計画変更リスク	事業内容・用途の変更に関するもの		
	運営費上昇リスク	物価、計画変更等以外の要因による運営費用の増大		
	施設損傷リスク	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		

性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		
需要の変動リスク	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の責めによる需要の変動		
	生徒数の変動による需要の変動（ 5）		
	食べ残し等による残さの変動（市の作成する献立による影響も含む。）（ 5）		
調理事故・異物混入等リスク	検収時における調達食材の異常（検収後に明らかになったものを含む。）		
	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常		
	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		
	調理時における洗浄及び加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常		
	調理、配送、配膳業務における異物混入等		
	配膳後（廊下までの運搬後）の異物混入等		
配送の遅延リスク	配送、配膳の遅延による問題の発生		

（備考）

- 1 「 」は主分担とし、「 」は従分担とする。
- 2 税率の変更及び新設課税は、募集要項等公表日以降に施行されるものを対象とする。したがって、平成16年4月施行の外形標準課税に係る法令等は含まない。
- 3 事業の中止等により事業契約の締結に至らない場合の債務債権関係については、別添資料3「基本協定書（案）」の第9条の規定の通りである。
- 4 不可抗力リスクが顕在化した場合、事業者は、工事期間においては初期投資費用の1%、運営期間(15年間)においては年間委託料の1%までの金額を負担するものとする。
- 5 運営期間を通じて、給食の提供対象者数は2,700食/日以上を保証する。
- 6 既存PFI事業と共同で使用又は利用する設備の維持管理業務、光熱水費の支払事務等に係るリスクについては、原則的に事業者が負担するものとする。ただし、事業者の予期できない範囲での事業者の責めによらない事由によるリスクであると市が判断した場合には、市が負担するものとする。

運營業務に関する役割分担



(アレルギー対応食は除く)



本計画地の位置